

★ **富山県新型コロナウイルス感染症対応資金** ★
富山県経済変動対策緊急融資（新型コロナウイルス感染症対策枠）
に係る保証料を助成します

助成の対象者

「富山県新型コロナウイルス感染症対応資金」

又は、

「富山県経済変動対策緊急融資（新型コロナウイルス感染症対策枠）」

を受ける際に富山県信用保証協会に対して保証に係る保証料を支払った者で、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 緊急融資を受ける要件を具備していること。
- (2) 市内に主たる事業所又は営業所を有していること。
- (3) 市税を完納していること。

助成の対象となる保証料

助成の対象となる保証料は、令和3年3月31日までに支払った保証料とする。

助成の額

助成対象者が支払った保証料（融資後の条件変更、償還の遅延等に係るものを除く。）の全額を助成するものとする。ただし、10万円を限度とする。

助成の申請

助成を受けようとする者は、小矢部市新型コロナウイルス感染症対応資金・経済変動対策緊急融資（新型コロナウイルス感染症対策枠）に係る保証料助成申請書

（様式第1号）により、保証料を納入した月の翌月末までに申請すること。

添付書類は以下のとおり

- (1) 融資保証決定通知書の写し
- (2) 保証料を納入したことを証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

助成金の交付

申請書を提出した月の翌月末に助成金を振り込む。



制度及び申請に関するお問い合わせは

小矢部市 商工観光課

TEL 0766-67-1760（代表） FAX 0766-67-1567

お気軽にお問い合わせください！